

資料
No. 1 - 1

制度の趣旨・目的について

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

1 制度の趣旨・目的について

① 求職者支援制度の趣旨・目的についてどのように考えるか。

【検討事項】

- 求職者支援制度の趣旨・目的について
 - ・ 雇用保険を受給できない求職者を対象としたセーフティネット
 - 〔対象者が就職するために必要な能力を高めるための訓練の実施
 - 〔訓練期間中の生活の安定を図るために給付金の支給
 - ・ これらの者の就職を促進するための制度

【これまでの主な議論】

- ・ 現在実施している緊急人材育成支援事業については、雇用保険を受給できない者に対する「第2のセーフティネット」として必要な施策であることから、平成23年度以降は恒久的な制度とすべきである。
- ・ 労働市場の変化を踏まえ、就労可能な層ができる限り就職に結びつけるという観点から、恒久的な制度について設計を行うべきである。
- ・ 求職者支援制度の目的をどこに置くのかを考えることが必要。
- ・ 恒久的な制度を考える上では、持続可能性・公平性に留意することが必要。
- ・ 求職者の早期就職だけでなく、安定的な就職を実現することも重要。
- ・ 求職者支援制度だけで全てを対象とすることはできないので、他の諸制度と連携しながら制度を作っていくことが必要。
- ・ 給付額や給付要件等を考える上では、求職者支援制度をどのような制度として位置づけるか（生活保障にウェイトがあるのか、それとも就職支援にウェイトがあるのか）と大きく関係する。

失業者に対するセーフティネットについて
(イメージ図)

労働市場

(正規労働者、非正規労働者、自営業者等)

就職

離職

雇用保険制度における給付

第二のセーフティネットにおける
給付・貸付

生活保護制度における給付